

あげるところの会社は、国債を保有することによつて減税の処置が講ぜられるが、ゆとりのないところの中小企業の法人組織のものは、この国債を買うことができないというところになり得るのです。そうすると、この国債による減税の処置というものは、結局富裕階級、あるいは巨大な利益をあげております会社をますます太らすことになる、こういう結果になることを、あなたはお気づきになりませんか。この徴税の不公平を一体どう考えになりますか。これに対する御意見を伺いたい。

○渡辺政府委員 井上委員が前段に御質問になりました件につきましては、今も御指摘になりましたように、主税局長から御答弁するのは適当でないと思ひますので、これは御質問の趣旨を伺つておきまして、大臣、政務次官、あるいは関係局長から別途御説明するようにしたいと思います。ただ私の伺つておりますところでは、減税国債は、来年も續いてやるものじやない、今年限りだということを、大臣が予算委員会などで何回か繰返されておることとを伺つておりますから、一応それだけ申し添えておきます。

今御質問になりました後段の件、すなわち結局減税国債による減税は、それだけ所得にゆとりのある個人、あるいは法人だけが減税を受けるのであつて、減税の面から言えば、非常に不平等なものになりはせぬかという御質問でございますが、減税国債による減税というものをどういうふうに考えるか。これは考えるかというところなしに、どういうふうにできておるかというところからわれ／＼は判断しておるのでございます。これは、確かに税を負

けることにはなつておりますが、考え方の基礎といたしましては、結局こういうことによりまして、相当の利回りのなる国債を発行しようというところに主眼が置いてあるということに考えていいのじやないか。従ひまして、租税の負担の公平という面から考えて参りますと、ほんとうの意味の租税負担、あるいはこれの平等、公平といったような観念からいたしましたところの観念とは少しかわりまして、結局四分のものが、しかし百円で応募しても、法人であればすぐに二十一円の税金がまけてもらえることになる。個人であれば、二十五円の税金がまけても、それが四年ないし五年たちますと、百円になつて歸つて来る。そこで利回りも、個人の場合は一割二分、あるいは法人については一割五厘、こういうような計算でお話を申し上げておるわけでございます。これは本来の意味の減税とは違ひ、むしろ公債の一つの条件というふうに考える。問題は、そうした利回りの公債を出す必要があるかないかという点に議論がなつて行くのじやないかと思ひますが、われわれの考えているところといたしましては、これはほんとうに市中で消化する、それもできるだけ金融機関等の消化によらないで、一般の消化にまかせるといふことになる。もちろん日銀手持ちになるというところは絶対に考えてないというところになれば、この程度の利回りはやむを得ないのじやないか、かように結論を出した次第であります。

○井上委員 これは一割二分になるといふことですが、この一割二分からい

なる公債を平均して一割一分ぐらゐに

○渡辺政府委員 その場合の貸付の方の金利は、七分五厘から一割ぐらゐの間に

○井上委員 国は金を集めるのに、一割一分の利率でもつて集めて、七分五厘で貸して、あとどうするのですか。

○渡辺政府委員 一応形式的には、産業特別会計でもつて支払いますもの、ここに書いてある四分だけでございますから、産業特別会計といたしましては、これを七分五厘ないし一割で貸し付けますと、一応つじまは合うふうになつております。しかし片方で減税をやつておりますし、それが応募者にとりましては相当利益になる。それを逆に言えば、国においては相当負担になるわけでありまして、従ひまして産業投資会計、一般会計を通じて考えますれば、確かに一割五厘ないし一割二分で借りたものが七分五厘、一割、こういうことになるわけ、そこに国としてはいわば一種の利子補給的なものが考えられるのでございまして、産業投資特別会計において貸し付けようと考えております相手方は、開業銀行、電源開発、そういうものを中心にして考えておりますので、やはり国の基幹産業に対して融資する限りにおきましては、ある程度の国に負担が参ります。その程度の利率でもつて貸し付け

論を出したために、今言つた措置

を講じているわけでありまして。

○井上委員 主税局長は、税のこまか

そこで渡辺さんは、私がさいぜん指摘しましたように、あなたが税を取立てる立場から考えた場合に、そういう減税措置が一体妥当な減税措置とお考へになりますか。問題はそこにある、できるだけ公平な負担をさせなければならぬという立場にあるあなたとして、そういう産業投資には七分五厘で貸して、片一方は公債の消化をやるために、一割二分からの利回りにしてやらなければならぬ。そういう利回りにする場合には、今申しましたような処置を講じなければならぬ。その処置を講じた結果が、徴税の上に不公平が起つて来る。これは税の番をしておるあなたとしては、こんなものでへいこらへいとのんでいいと思つておりますか、その点を伺いたいと思ひます。

○渡辺政府委員 われ／＼もこの減税国債の制度につきましては、実は相当研究したつもりでおります。租税本来の負担の面から考えて行つた場合に、それはできるだけ公平をはからなければならぬというところで立つて来ているわけでありまして、従ひまして、こういう減税国債という姿におきまして税金をまけるといふことが、一応国債と結びついて入つて来た場合に、そ

れがいろ／＼な意味におきまして誤解を起す種になることにおいて、私としてはかなり慎重に考えたつもりであります。しかし先ほども申しましたように、片方が一割二分の利回りになるのだというところになつてしまえば、結局税というものはそこを通じただけだという結論になるわけでありまして、もしこれが、税は本来負けぬのだということであれば、実はこれは四分の国債でなければならぬのに、四分ではなく一割五厘の利まわりになつてゐるのだというところは、結局、税を通じはしますけれども、応募者の一応の条件になるのだ、こういううらはらがあるわけでございます。私は減税の条件というものは、結局国債の持つ一つの条件だというふうに考へて行くべきではないかと思つております。従つて、これによりまして税の負担の公平ということが乱されるものではない、こういうような最後の結論を出しまして、一応この案に賛成したわけでありまして。

○井上委員 私頭が悪いかしれぬので、ようわかりませんが、国債を買えとて、その所得を持つてゐる人に對しては、その国債を買えば、それだけ減税をされるのでしよう。ところが月収六千円なり八千円なり、あるいは一万円そこ／＼のようなく生活するだけしか所得のない者は、国債を買おうとしても買えないですよ。買えばそれだけ減税になるのが、買えないじやないか。現実には買えないと思つております。問題はそこにあるのです。だからそこ不公平が起つて来る。買えるだけ生活に余裕のある人は、この国債を買うことによつて、それだけ減税の処置が講ぜられるのです。ところが買え

ない人が現実にあるじやないですか。買えない人は減税の処置が講ぜられなことになるじやありませんか。ただ利回り／＼と云つて、利回りのことをわれ／＼と云つて、利回りのことを。担税力の上におの／＼相違がある現状において、これをやることによつて徴税の上に不公平が起つて来る、実際は不公平が起り得る、起り得ないといふことをあなたは御説明願ひたい。

○渡辺政府委員 結局こういう条件の国債を発行することがいいか悪いかといふ問題に帰着するかと思ひます。それでお説のように、所得が少い、従つて国債を納入するだけのゆとりのない方には、従つてよい条件の国債であつても、それは意味はなさぬ。しかし一面におきまして、ある程度条件をよくなければ、現在の経済状態からいへば、よし片方にゆとりのある人がありまして、国債を持たない。そこにできるだけ低くはしたいが、同時に消化も考えなければならぬといふところに、こうした発行の条件がきまつたものと思ひます。そしてこの場合と多少違ひますが、たとえば国債の発行の場合におきましては、いろんな型が考えられるわけでありまして、表面の利率を高くして、そして百円で発行し、百円で償還する場合もありまして、あるいは割引発行という形をとりまして、表面の利率は低くけれども、当初額面百円のものを九十円で売る、あるいは八十円で売る、こういうことによつて、しかし四年たてば必ず返すといふ発行条件も考えられるわけでありまして、この場合におきましては、それと意味が全然同じだとも言へませんが、その一つの発行条件という面から考え

ますれば、これは百円でもつて売りますけれども、しかし片方ですぐ二十一円、あるいは二十五円の減税を受け。納税者の面からいいますと、結局は七十五円で買つて、四年たつたあとで百円の償還を受けるとともに、利息四分を受ける。こういう場合と、減税といふことになりすがゆえに、条件が同じであるとは私は決して申しませんが、考え方によつて、それと非常に似たものになる、いわばそういうものとも考えることもできるのではない。従つて租税の負担公平といつた面から考えますよりは、むしろそういう発行の条件と考える方が妥當な考え方ではあるまいか。あえてこういう措置によりませんで、普通の割引発行の制度をとりまして、これもやはりある条件が甘過ぎるということになれば、国債を買える人だけに恩恵が行くわけでありまして、国債を買えるだけの余裕のない人に恩恵が行かないわけでありまして、そういう面から考えて参りますと、国債というものの性格からいましては、これはある程度税金を集めるのに適當でない、これは税負担も相當高くなつていふという現状から考えますと、どうしても国債によらなければならぬ。では国債の条件はどういうふうな考へておるか、こういうふうな割引を出して行きました場合に、今言つたような減税国債の案ができたわけでありまして、私としては、そういう面としてこの減税は考へて行く方が、すなおな考へであつて、これが税負担そのものにすぐ影響を及ぼすものとは考へていない。これは及ぼすことは幾らでもできます。たとえ

ば国債を買つた金額だけ所得から控除して、税金をかけるということになりますと、これは高い税率を適用される人は受ける利益が大きくなり、低い税率を受ける人は受ける利益が小さくなる。こうなりますと、非常に負担の不公平の問題と結びつきますが、今回の場合におきましては、所得のそうした大ききいにかかりませす、個人であれば百円なら二十五円、法人であれば二十円、こう一律にきまつておりますので、割引発行の場合とほとんど同じとは私は考へておりませんが、そういう点ともならみ合せて考へて行けば、一応国債の条件として考へるのがむしる適當ではないか。そういう意味において、主務局ではこれによつて租税の負担公平が攪乱されるようなこととはないと考へております。

○井上委員 私の申し上げておりますのは、現実には国債を消化するだけの生活能力を持つていない者にかかる税と、持つてゐる者との間に差別ができること言つておる。現実にはでき得るんです。国債を買う者はそれだけ税金が安くなりますから、これはやむを得ない。それから二百億の国債発行による減税額は、どのくらいにお考へになつておりますか。

○渡辺政府委員 二百億の発行によりまして、特別減税国債の關係におきましては、所得税で十五億、法人税において二十九億四千万円、合計四十四億四千万円の減であります。

○井上委員 問題は、国民が重税をでさるだけ軽減をしてもいいかといふ声が非常に強くて、政府の方でも、また各党においても、いかに減税するかといふことについていろいろ検討が

されておりますが、他に適當な財源がない今日、減税の新しい一つの方途について、いろいろ議論のあるところでありまして。そういう新財源がなか見つからない今日、ここに所得税の減税の上に、さらに公債発行によつて四十四億という龐大な減税が見込まれるといふことは、一体妥當なやり方かどうかといふ点を私も一応検討しなければならぬと思ひます。と申しますのは、今お話になりましたように、公債発行の消化の条件がこれよりほか他にならぬといふならば、これはやむを得ません。しかしいろいろ検討すれば、他にいろいろ条件もあり得るとわれ／＼は想像し得る。そういうときに、特に富裕階級、富裕的なものに減税を意味する減税国債法を出すといふことは、われ／＼としては納得行きかねます。そういう方法ではなしに、他に国債消化の方法はあり得るといふことを、私はこの問題については指摘しておかなければならぬ。なおまたこうして集めた金が、一体正當な方面にいかなる計画で流されるかといふことが問題になつて来るのでありますので、これらの問題は別な機会に質問をいたしたいと思ひます。

なおこの際、関稅定率の一部改正について伺いたいのですが、新たに課税されるものの中に、菜種及びからし菜の種、船舶、特定の場台を除いた鉄鋼、こういうものに新税を設けようといひたしておりますが、いかなる理由によつてこれをやろうとするのか、これを伺いたい。

○渡辺政府委員 今の菜種、からし菜の種、それから鉄鋼、そういうようなものにつきましては、從來毎年一年間限りの免税をいたして来たのであります。最近の情勢から見ますと、国内的に相當の生産が十分でございまして、もうその輸入を無理にする必要がないといひますか、むしろこの機会にある程度の関税を復活することにによりまして、できるだけ輸入は押えた方がいいのではないかと、こういうような考へ方で提案したわけでございまして。こまかい内容につきましては、非常に申しにくいわけですが、専門の者を至急呼びますから、その上で御答弁申し上げたいと思ひますので、御容赦願ひたいと思ひます。それ／＼税關部長なり、あるいはその關係の者がおりますから、そちらの方から――主務局の領分でございますが、よく具体的に申し上げた方がいいと思ひますので、ちよつと係官が参りますまで御猶予願ひたいと思ひます。

○内閣委員長代理 井上さんに申し上げますが、今通産省の公益事業局長中島さんが見えになつたのですが、いいですか、先ほどのお尋ねの件は。

○井上委員 一問それをおきま

それでは税制に関する質疑は一応保留いたしまして、質問続きでありますから、この減税国債に關連をして、産業投資特別会計を今度新しく設けて、主としてこれは電源開発と、それから輸出入銀行に投資しよう、大体こういう目的を持つておるようでありまして、問題は、電源開発の計画について、一応大ざつぱりでいいのですから、資料を出してもらいたい。それはここで一々答弁をしてもらうと時間がかかりますから、資料によつてお出しを願ひたい。

特に私がこの産業投資の關係について伺いたいののは、今申しました投資の対象が電源開闢に、特に政府が最近取上げようとしていたしている、只見川の水力電源の開闢が問題になつております。この只見川電源開闢の資金は、約一千四百億といわれておりますが、これが本流案と分流域案に對立をいたしました、今日に至るもまだこれが解決されてない、一体解決されてないという理由はどこに原因があるのか、これをまず伺いたい。

○中島政府委員 只見川開闢問題につきましては、過去数箇年間の問題でございまして、本流案、分流域案につきまして、それは非常に意見の對立を見て参りました。本流案は、主としてアメリカのOCIの調査団の推薦するものであります。分流域案につきましては、新潟県側の主張しているところであります。そのおの／＼につきましてもいろいろ利害得失がありまして、これを細密に検討いたしませんと、輕率な判断を下すことはできないと、こういうふうな考えましても、い／＼今日まで調査を続けておつたのであります。先般電源開闢調整審議會を開きまして、その席上でOCIの案、新潟県案、その他これに関連するいろいろ案をそれぞれ立案者から説明してもらひまして、各委員に御了解願つて、その後各案につきましても細目の検討を幹事会で続けて、こういう状態でありまして、今後只見川の残された開闢をやりますには、もし本年これを手を着けようとするれば、少くとも今月一ぱい、あるいは八月早々に最終的な案を決定しなければ、本年度の国の締切りに間に合いませんので、そういう意

味において、一年遅れるかどうかというせとぎわにありますが、關係者は、極力その最終案の作成を急いでおります。現在あらたかたできたように聞いておりますが、いづれこの案のでき次第、關係方面に十分連絡をとつた上で、最終的には開闢調整審議會にかけ決定するという段取りになつております。従ひまして、今日までは実際の調査、計算等に相当手間を費しておりましたけれども、われ／＼の期待するところといひましては、おそらくはこの月中、あるいは来月早々までには確定するのじやないか、こういうふうに考へてゐる次第であります。

○井上委員 この開闢は、特にあなたの方の専門的な意見を伺いたいののは、工業用電力としての水力の開闢、特に只見川を對象にした場合に、工業電力としてのこの水力を活用いたしますときに、一体工業電力はキロワットをほしいと考へてゐるか、キロワット・アワーがいとお考へになつていくか、どつちが重要とお考へになつていくか、このことによつてこの開闢の目標がかわつて来ます。それについて御意見を承りたい。

○中島政府委員 今日までのところ、われ／＼事務局といひましては、特に關東方面、東部地区に對しましては、火力補給用の水力が非常に少い關係上、どうしても大規模なダムをつくることは火力代用としての性質を持たしたい、従つてそういう意味におきましては、アワーよりもむしろキロワットの方を優先すべきではないかというふうな考へを持つて進んでおります。しかしこれにつきましても、いろいろ意見もございまして、最終的に

どうなるかということとは、今後の審議會等の決定によるわけでありまして、でも、われ／＼は、まず關東地区というところを頭に置いて只見川の開闢をする場合には、キロワット、あるいは火力代用ということが重要ではないかと考へております。

○井上委員 この電源開闢調整審議會というのですか、これは秘密会でやるということですが、どういふわけで公開をしてやらないのですか。

○中島政府委員 今まで一回だけ審議會をやりましたが、その際は必ずしも秘密会ということではありませんが、たが、關係各省の關係官は全部出ておられます。それからそれ／＼の開闢会社案を説明する場合には、新潟県、福島県とも出席をいたしております。従つて關係者は大体これに出席しておる。ただ、特に当時非常に傍聴希望者は多かつたのでありますけれども、場所の關係等からいたしましてどうして入り切れないので、一部お断りした向きもございまして、また新聞記者等は、その後の影響を考へまして入れないというふうな措置をとつたように聞いておりますが、必ずしもこれは絶対に秘密というふうな扱つておるわけではございません。

○井上委員 そうすると、今後は公開してやるつもりですが、公開はしないのですか、それを明確にされたい。それから、どうも今まで検討されておる方向を見ると、本流案が大体大勢を占めて、分流域案というものはほとんど調査もされておらぬということがいわれております。莫大な調査費を使つておりながら、本流系統の調査には非常な力を入れておられますけれども、分流域

に對する調査はほとんどやつてない。しかし分流域の方でも同じ効果を上げ得る、しかもその余剰水力をもつて新潟県全体の灌漑排水その他に新たな効果を現わして、米だけでも百万石の増産ができるというのをいわれておる。奥只見の方に落差のダムをつくりましたならば、本流案による各所の発電計画よりも、一挙に問題が解決するの、その案はなか／＼採用しないというようにいわれておる。まじめな立場に立つて、一体どちらをあなたはお考へになつておるのですか、それを伺いたい。

○中島政府委員 今後の審議會を秘密会にするかどうかといふことにつきましては、これは審議會の事務局當局であります。経済審議庁並びに各委員の決定するところでありまして、私から何とも申し上げかねます。

只見川の分流域の調査については、不十分ではないかといふことはよくわれております。私どもの聞きますことは、分流域につきましても相当調査をしております。ただ本流筋についてはボーリングをやつておられますが、分流域についてはあまり調査をやつておりません。それはなぜかといふと、分流域の方はダムをつくるのが少いわけでありまして、むしろ水路式で長いトンネルをつくつて流す。そうすると、そのトンネルの通る山の奥を調査するといふことは、地表の地質調査をする以外には、長い坑道を掘るとか縦坑を掘るとかしなければ調査ができせんし、そういう調査は、実際の工事をしながら、掘りながら調べて行くといふことがしきたりのようでありまして、相当地、かりにそこまでやりますと、相当

な資金とかなり長い年月を要します。大体地表の地質の状況からある程度のは推定されるといふので、地表調査は十分にやつております。従つて、分流域の調査が非常に片手落ちであるといふふうには、私も考へてゐないのであります。それから分流域の長所といひましては、一挙に高落差を利用して開闢ができるという点が非常に強いといわれておりますが、この点につきましては、い／＼検討しなければならぬ点がございまして、本流筋については、それではそういう点があるかないかといふことも、今後十分調査をして、はたしてどういふような案が最終的には最も合理的で優秀であるかといふことをきめなければなりません。で、そういう点についての精密な調査を今までしておるわけではございません。その結論につきましては、まだ私から申し上げる段階ではございません。

(内藤委員長代理退席、委員長着席)

○井上委員 これは通産委員会ではないのですから、あまりこまかいことは省いておきますが、問題は、あなたの方が分流域の長所というものを認めて、電力だけを目的にするということよりも、やはり電源を開闢すること、そしてそこで発電させるということだけではなしに、さらにその水が食糧増産になつて行くといふことについて、もつと検討すべき必要があると思つたので、本流案となる電気オンリーになつてしまつて、片一方は食糧増産百万石といふものがプラスされる。この問題をもつと検討しなければならぬ。しかしこの問題を指定することができないので、奥只見の一部に對して百億を投じて、新しい分流域と同時に、新潟

県へ水を流すという計画が検討されておるといふことも聞いておるが、そういう姑息なことをやるなら、いつのこと奥只見の七百五十メートルからある巨大な落差を利用してやれば一切が解決し得るのに、何ゆゑに一本本流案を固持しておるのか。ここに東電と東北電力と電源開発会社とのこの三つがぐるになつてやつておるといふうわさがある。つばら立つておるのです。これに通産省は巻き込まれておる。こういう声が非常に高い。貴重な国の財政資金を使つてやるのだから、できるだけ効果を上り、かつ他の大きな役割を果すような案が採用されるべき必要ではないかとわれ／＼は考へる。分流域案をやることによつて非常に大きなロスがあり、またそれによつて非常に大きな建設費がかかるということなら、それはわれ／＼としても賛成はできませんけれども、ほとんど同一の経費で済み、さらにまたかりに分流域案が採用されたつて、下部の発電所には何らさしつかえないだけの、むしろオーバーする水が流れますから、そういう点を考へてみたときに、今日食糧増産のやましましといふときでありますので、この案に対して、通産省はもつと積極的な対策を講じて進むべきではないかと私は思う。

○中島政府委員 われ／＼は、この只

見川の開発につきましては何ら先入観を持たず、またお話の通り、食糧増産ということも十分念頭に置いて検討いたしておるわけでありまして、あらゆる点を考慮して、どういふ案が最も適当であるかという最後の結論を出すために、今作業を續けておるわけでありまして、従つて、たとえばお話に出ました一応分流域案というものがかりに出ましても、それを含めてなおかつ全体的にはその案の分が有利だということならば、その案でできますし、そうでない場合には、また別の案でできますということがありますので、決して一つの案にこだわつておるわけではないのであります。また当然農業水利のことも考慮に入れるわけでありまして、増産計画そのものがまだはつきり具体的に確定してないという点もございまして、またかりに奥只見から全部を新潟の下流の方、つまり只見の下流の方への影響はどうなるかという点もありますので、そういう点も十分検討の上最終の結論を得たいと考へておるわけでありまして、なお資金の点につきましても、計画自体がきまつておりませんから、金額等もわかりませんけれども、ただ概して言いますと、本流筋の開発案も、分流域の開発案も、開発資金につきましては、それほど大きな違いはないのであります。開発をする場合には、大体只見のような大きなものは五年かそこらかかるというふうな見当でありますので、五、六年間に所要の資金はつけないければならぬ、こういうことになるとお思います。

○井上委員 この問題については、す

でにたび／＼国会でも議論がされ、いろいろ検討されておりました、十分これらの点が考慮されて結論が出されると思ひますので、私としてはこれ以上この問題に触れませんが、ただ今申します千四百億の金が一体何年間に計画されており、それは本流系統案によるものか、分流域系統案によるものか、この資金計画というものを、産業投資特別会計に關連する減税国債の発行に關連いたしまして明確にされたい。もし今すぐにはわかりませんが、正式に資料として提出を願ひたいと考へております。

なおあなたの方でおわかりでございませう、この産業投資特別会計の中に盛られます歳出のうちで、特に電源開発会社を通して支出しようとする電源開発は、只見川のほかどこ／＼を一体対象としておるか、その電源開発の計画についても御説明を願ひたい。今それができなければ、資料を提出願ひたい、こう考へております。

○中島政府委員 初めの只見川につ

熊野川流域、こういうものが今後開発されるべき地点でございまして、その他比較的小規模なものとして、それは、九州の球磨川もございまして、それから最近調査地点として指定されましたのは、四国の奈半利川、渡川、中国の江川、この三箇所が新しい調査地点として指定されまして、今後この調査の進行に応じて、あるいは開発会社でやるか、その他の企業体でやるか、この点は未確定でありますけれども、逐次開発に着手されるわけでありま

○井上委員 もう一点だけ。本年度予

七月以降の本予算でありますので、すでに暫定予算として、電源開発会社に四十億ほど見返り資金から支出されております。従つて全体で百五十億の政府出資と先ほど申しました数字と合うわけでありまして、

○佐藤（観）委員 主税局長に法人税の

の改正法案の中には、資本蓄積という名のもとにおいて、大法人と小法人に対して、大法人ばかり助けずに、小法人の税金の率を下げる意思があるかどうか、この点について御説明願ひたい。

○渡辺政府委員 資本蓄積のような考

え方からいたしまして、幾つかの措置をわれ／＼講じておりますが、特に大法人を中心とするものの考へ方はいたしておりません。ただ事務柄の性格からいたしまして、そのフェヴァーの多くが大法人へ行くだろう。ある程度そういうこともあらうと思つておりますが、今御指摘になりました小法人の税率を下げるかどうか、この点については、われ／＼前から何回か御議論を伺つておりますと同時に、一応われ／＼の考へ方も申し上げておる次第でございますが、現在の法人税は、シャワブの勧告に基いてできています法人税でございます。従つて法人に対して課税することとは、結局その株主その他の出資者である個人に対して課税することの前提といひますから、そのつもりで課税しておる。従ひまして、そのうらはらといたしまして、会社から配当が出されたとき、株主に対しては配当額の二割五分を税額において控除しておる、それによつて二重課税を防止しようとしておる、こういう建前になつておるわけでございます。そういうふう

り両方とも国の法律でござい、ますので、これによつて公労法の精神がそこなわれて行くというふうには考えないわけでございます。

○大平委員 公共企業体等労働関係法という法律がございまして、公共企業体の職員の労働関係は、これで規律して行くというふうな一つのすえ石が置かれたのですから、本来の行き方としては、そういった退職手当につきましても、同じような規定の方針をとるのが順序であらうと思つております。ただその点について、たとえば第十六条で、給与総額が予算上、資金上不可能な場合には、政府を拘束しないという規定がございまして、一体退職手当というものが、そういった他の公務員関係、非現業の公務員との権衡を考慮する、あるいは公社の財政を考慮してむやみやたらに高くなつていくに規制しようとするならば、第十六条といふものがあるのだから、その十六条で退職手当といふものは縛られるものかどうか、規制がきくものであるかどうか、その点どういふふうにお考えになつておりますか。

○岸本政府委員 主計局長が実はたいまま参議院の予算委員会に参つておられて、出席できなせんで、私からお答え申し上げますが、ただいま御指摘の点でございますが、公労法十六条で予算上、資金上不可能な場合には、協定は政府を拘束しないといふ規定がございまして、資金上不可能であるかどうかという問題の判定がなかつて、むづかしいわけでございます。これは、一方には公労法に、公社の職員の給与は、民間人、あるいは生計費等を考慮してきめろといふことがござい、ます

し、他方には、公社全体の事業計画に伴う経理をどう遂行するかという問題がござい、ます。この両方から見て、いかに予算上、資金上可能な限度をきめて行くかということが問題でございますが、この点は、毎年度予算案をもちまして、支出可能な給与総額という限度をきめて参つておるわけでございます。この退職給与につきましても、その年度に支給可能な退職給与の総額がどれだけの範囲にあるかというものは、その性質上なかつてきめ得ないものでござい、まして、やはり何かの基準をもつて、この程度の基準であれば大抵公社の職員の万にも納付していただけるし、他面事業計画の遂行にもさしつかえないというふうな基準がござい、ます。この点について、一般的給与と異なるわけでござい、ます。一般の給与と異なるわけでござい、ます。どうしても基準をきめて行かなくてはならぬ、という点があるわけでございます。そういう意味合いにおきまして、一応退職手当を法律による基準で参ろう、というわけでございます。

○大平委員 公共企業体については、今いつたような筋の議論は成り立つと思ふ。同時に公企労法で完全に退職手当の額を縛るというところは、これは非常に不可能に近いというふうな事情もよくわかりますが、問題は、そのほかの、たとえば国民金融公庫とか、農林漁業金融公庫とか、あるいは今度でございます中小企業金融公庫とか、そういったところの職員の退職手当は、公企労法に準ずるような取扱ひをやつてゐるようですが、それがまた若干政府から離れたような感じを受けますが、そういった職員の退職手当については、一

体政府は現在どうしておるのか、さらに今後どうするのか、その考えを伺つておきたい。

○岸本政府委員 公社以外の政府関係機関については、先般の国会で成立された農林漁業金融公庫につきましても、やはり退職手当につきましても、大蔵大臣の承認を得る、つまり承認事項にいたしておるわけでございますが、法律によつて規制はいたしてござい、ませんが、実質上、あまりバランスを失しないようなものを承認して参ろうというところで、承認事項に相なつております。ただいま改正法案が出ております。国民金融公庫、それから新しくござい、ます中小企業金融公庫につきましても、やはり大蔵大臣の承認事項とするという規定が入つてゐると思ひ、ます。

○大平委員 そういたしますと、承認というものは、退職手当の支給の準則を承認するといふような行き方ですか、それとも年間の退職手当の予算を一応きめて行くといふような行き方なんですか。

○岸本政府委員 それは、やはり基準ということになつております。

○大平委員 というと、退職手当の準則のようなものを提出させて、それを一般公務員とのバランスを見てきめるということですか。

○岸本政府委員 さうでございます。

○井上委員 関連して、ただいま給与局の課長は、退職積立金法という法律があるから、これによつて規制をするというところから公共企業体の法律は、これは法律でないと思つておられますか、少くとも公共企業体の法律に基いて、仲裁委員会が、法律をもつ

て国鉄職員の退職金を律することは、公労法の趣旨に沿つてゐることでありますから、退職金については別途に規定する必要はある、こういうことを公共企業体仲裁委員会が裁定しておる。それで国鉄当局もこの裁定を認めておるのだ。あなたの方は認めぬ、こういうのですか。これは重大問題ですから明確にしたい。

○岸本政府委員 最初大平先生にお答え申し上げましたような点が、口不調法であつたかも知れませんが、公共企業体の労働関係法は、法律であることは申すまでもないことでござい、まして、ただほかの法律によつて規制されている限りにおいては、やはり同じ法律相互の関係でありますから、他に特別の規定する法律があれば、それが優先するといふことを申し上げたわけであり、ます。

第二点の仲裁裁定を無視するかといふ御質問でござい、ますが、確かにこの春にそうした意味合いの裁定が出ておるのでござい、ます。内容をただ読みますと、この裁定は、昭和二十八年年度以降は、現行の退職手当法は臨時法であるから効力がなくなる、つまり無法律状態になる、そういう場合には、団体交渉で退職手当協約を結んだらよからう、こういうことが書いてあるわけでございます。ところが今度提出いたしました法律に基きまして、もうしばらくの間現行退職手当法を延長して行くというところでござい、ます。つまり裁定の予想したとおりでございます。無法律状態といふことではないわけでございます。一応これでつないで行くといふわけであり、ます。今申し上げましたのは法律論でござい、ます。政策論とい

しまして、団体協約で結んだらいいかどうか、あるいは法律で規制して行くかどうかという問題はござい、ますが、その点の判断はいたしましては、政府といたしましては、自分の間にお法律によつた方がいいのではないかと、いふわけでございます。

○井上委員 それでは、この間主計局長が答弁したのと、今のあなたの答弁と違ふ。一体公企労法は何を規定してあるのです。公企労法の規定に基いて給与、退職手当といふものが当然問題になつて来る。それに基いて裁定をしてゐる。だから公企労法は公企労法で、退職手当の規定がある以上はその法律が優先するといふあなたの考え方はちよつとおかしい。この考え方は正しいことではあり、ません。そんなら公企労法から退職手当の規定及び給与規定を削除したらいい。削除して行くあなたに言うなら、こつちの法律が優先するといふことは言へるけれども、その規定がある以上は、これによつて必要な処置をとつて行くことはあたりまえなんです。特にそこに理由があればこそ、公企労法といふものをつくつて、公企労法をつくつたといふのは、他の一般公務員と違ふといふところから、つくつてゐるのでしょうか。そうじゃないですか。公務員法とは性質が違ふから、特別に公企労法といふものをつくつてゐるのでしょうか。それなら、それによつて退職手当も考へてやるのが当然じゃないか。それでなかつたら、あなたの理論で行くのなら、公務員法一本でいいんだ。何ゆゑ公企労法を特別に立法する必要があるのですか。そこはちよつとあなたの考えが違ふ。あなたは大蔵省の番頭か何か知ら

ぬが、こつちはそうは行かぬ。あなた
の、そこまで忠実に国の均衡を保つ財
政の支出をしようとお考えは、ま
ことにけつこうな考え方だけれど
も、しかしあまりそれを深く考えて
らばつてもらつたのでは、公企労法の
精神は飛んでしまふのです。それなら
公企労法廃止の法律案を出して、あな
たの議論をなささい。それなら私も賛
成する。

○岸本政府委員 ただいま井上先生か
ら、この前、正示次長が申した点と違
うじやないかというお話でございま
す。実は違わないのでございませ
す。(「違ふ」と呼ぶ者あり)それなら、
連記録を調べたいと思ふ。さうい
ふのでございませう。

第二点の公労法の問題でございま
す。法律でかつてに特例をきめて行く
のなら、何も公労法はいらぬじやない
かという事でございませうが、実はそ
うでないでございませう。現実の在
職中の給与全般につきましては、ほと
んど公労法の精神で、団体交渉でき
ておるのでございませう。ただ退職後の
給与につきましては、恩給法、共済組
合法、あるいは退職手当法というもの
が適用されているのにすぎないのであ
ります。在職中の給与と申しますのは、
何と申しましても労働条件に非常
に左右されるわけでありませう。その職
場職員の労働条件に即応したい給与
を出さなければならぬ、これは当然
でございませう。ただ退職後の給与につ
きましては、これはやはり老後の生活
保障という問題でございませうから、在
職中の職員の勤務条件というものはそ
れほど深く考える必要はない。むしろ
なるべく歩調を合せて行く方が好まし

いことは、社会保障制度審議会あたり
でも申しているところと申してござい
ませう。ただ大蔵省だけで申しているの
ではないのであります。この点は御了解
願いたいと思ひます。

○大平委員 井上委員との間にも、い
ろいろ見解の相違があつたようです
が、問題は給与実額の問題でして、公
企労法が非常に民主的な法律だとい
つても、金額が少かつたら、井上
先生も必ずしも御賛成はされな
いと思ひます。とにかく公共企業体と
一般非現業の職員との間の給与の
差を、政府並びに国会におきましても非
常に關心事項であつたわけでありませ
う。その点当局の苦心の存することは同
情いたしますが、国鉄とか公共企業体の
職員と、非現業の職員の退職手当の基
準になりませう給与ベースそのもの
が、一体どのようなバランスになつて
おるのか、その点を第一に明らかにし
ておいていただきたい。

第二点は、国鉄とか、専売とか、あ
るいは電電公社等の職員が受けてお
る実質的な給与、たとえば病院の施設
が保養所の施設、こういったものは非
常にアンバランスになつておると思
ひます。これも共済組合というよう
な制度で、政府と職員が半分々持ち寄
つて施設をつくつて行くというこ
とになれば話はわかりませうが、公
企の特別会計の中で、共済組合の資
金によつて、こういった厚生施設まで
つくつておる。過去に相当の資産も
持つておられますが、現在も大規模な
病院の建設が公企の会計によつて進
められておる、あるいは特別会計の
支出において行われているという事
例を聞いて

おります。そういった実質給与の面
のアンバランスが相当世間の耳目を引
いておられますが、これはやはりお互
いの中です。だれでも高い給与を
受けたいのはやまゝですけれども、
現在のようないくつかの国情におき
ましては、やはりひとしからざるを
憂へるという思想は、社会党でなく
ともみな持つておるわけでありませ
う。退職手当の問題も、結局帰する
ところは、給与の実質的なバランス
をどうして行くかというところに帰
するわけでありませう。制度の問題は、
二次的な問題にならうかと思ひます。
従つて私は、給与の実態が聞きたい
と思ふ。どういふアンバランスの状
態にあると政府は見ておられるのか、
これを一体どのように是正して行つて、
非現業の公務員も含めて、政府職員
あるいは政府関係の職員諸君の生活
の安定をはかつて行くかということ
についてお考えを承つて、しかる後
この改正案につきましても、その前提
に行きたいと思ひますので、その前
提になりませう実質給与の面、ある
いは基本給与のアンバランスがどう
なつておるかという点を伺つておき
たいと思ひます。

○岸本政府委員 公社職員の待遇の
問題でございませうが、お尋ねの第
一点の給与ベースの問題でございま
す。現在におきましては、昨年国鉄
につきましては、一万三千四百円ベ
ースで仲裁決定が出ましても、それ
をそのまま実施いたしてございま
す。これは現行一万二千八百円ベ
ースで、大體六百円ほど下まつた
ところを實施せられております。(「地
域給はないぞ」と呼ぶ者あり)その分
は本俸にまわ

つております。基本給全体のベース
としては、六百円ほど国鉄が高いの
であります。現実の国鉄と公務員と
の人員構成を比較いたしますと、そ
れほどベースとしての差があつては
ならないでございませう。たとえば
男女の割合でありますとか、事務、
労務の割合、あるいは学歴、さう
した構成から見ますと、大體似たや
うな数字であつていゝわけであり
ませう。ただ職務内容が何分にも
重労働で、六百円の差を参酌され
て、それだけ高い給与ベースに相
応するわけでありませう。現実の個
々の割振りについて見ましても、同
じような人間を国鉄と公務員と比
較いたしますと、やはり相当国鉄の
方が高いわけでありませう。

第二点の、それ以外の実質上の待
遇の問題でございませうが、これに
つきましても、表面に現われないも
のといつたしまして、たとえば国鉄
の職員の乗車賃は無料である、一
般の職員でありますと、どうし
ても五、六百円、CPSを見ましま
しても相当負担したおるわけであ
ります。そういう点が無料である
また宿舎施設、被服、さうしたもの
も相当完備いたしております。宿舎
は業務上の必要もございませうが、
それにたいして、実質生活の面に潤
いを与えるという点では、非常に貢
献があるわけでありませう。

第三点の医療施設の面でございま
す。これは官の施設で、官と申しま
すか、公社負担で、病院をつくつて
おります。その経費費というものは
全部公社がまかなう。全部組合員
の負担にはしないで、組合員からは
せいぜい食費と薬代ぐらゐをとり、
従つて保険の診療報酬の基準にして
おります。一点単価は、四円ぐらゐ
で済んでおります。ところが一般公務
員、特に非現業公務員におきまして
は、国が全然見ておりません。組合
員が積み立てた共済組合の積立て
で病院をやつて行く、経費費も全
部それでまかなつて行く、さうい
ふ建前になつております。従つて
一点単価は十円近く、国鉄の二倍
近くつておる、さういふ待遇差が
あるわけでありませう。これがひ
いては共済組合の掛金の率が、非
現業の方が高いという結果となつて
現われております。これは医療施設
の面でございませうが、そのほか
共済組合制度といつたしまして、御
承知のような共済組合で積み立て
ました資金を組合に貸付をいたして
おります。この資金限度額も、一
般公務員に比較して国鉄は二倍
ぐらゐの金を借りられる余裕があ
る。さらに公社の金を利用して、あ
そこには物資部という日用品の配
給組織がございませう。年間百何
十億という金を動かしまして、廉
価な日用品の配給をいたしておる
という面もございませう。そのほ
かいろいろございませうが、さうし
た面、これを金に換算いたしま
すと、正確なことはもちろ申し上
げられませんが、少くとも相当程
度の物質上の、金銭に現われないベ
ース・アップがあるのだといふこと
は、われわれ一般の公務員に比較
いたしまして、言えるわけであり
ませう。もちろんさういふことは
国鉄とか、あるいは公社の待遇の
いいことを決して悪いと申すの
ではないのでありませう。それは
現業業務の特殊性からやむを得
ないことであると思ひます。むしろ
遅れている一般の非現業の方の
医療施設を、将来で

きただけ改善するように努力いたしたというのが筋であろうかと存じます。しかしながら、現在これだけ離れている待遇差、それを是認いたしました、さらにその上に退職後においてもいい生活ができる、いいというよりも、一般よりはいい基準で行くのだというところになりますと、やはり同じ予算制度の中にある人間といたしまして、いろいろ問題があるわけでございします。こうした点を考えまして、せめて退職後の給与については、一応歩調を合せていただきたいという気持ちから、こういうことを提案いたしました次第であります。

○千葉委員長 大平君に申し上げますが、主税局長が午後参議院の予算委員会に出席することになっているのです。それで、主税局長に対する質疑が残っております。そこで恐れ入りますが、退職手当の問題が終了しましたら、あなたはまた専売公社の問題があるようですから、それを午後延ばしていただいて、午前中なるべく主税局長の方にまわしていただきたいと思ひます。

○大平委員 それでは、退職手当のことについて一点だけ。公共企業体の中に、非現業の職員と勤務の条件が同じであるというようないくつかの職員と一絡の取扱いをしないというふうな公務員というか、職員がどのくらいいるのか。つまり公共企業体の職員ではあるが、非現業の職員と同じような取扱いをしなければならぬ職員が何人おられるのか。

○岸本政府委員 正確な数字は今記憶いたしてないのでございますが、国鉄では二万人近く管理職員というのがあ

ると思ひます。これは団体交渉はできない職員でございます。それから専売にも数千名おります。正確な数字は後ほどお知らせしたいと思ひますが、割近い数がおるわけでありまして。

○千葉委員長 春日君。

○春日委員 それでは主税局関係でお尋ねしたいと思ひます。実は先般もちよつと触れたのでありますが、今回の改正によりまして、給与所得者については勤労控除が認められておるわけなんです。ところがこの営業所得の中におきましても、二十万とか三十万とか四十万、せめて五十万程度の所得を得るところの事業者は、私はこれはもう大いにその勤労が加味されておると思ひます。一般勤労所得につきましても、時間外勤務には超勤手当をもらいますし、休日出勤にはその手当をもらいます。ところが中小企業者は、もとより自家営業でありますので、本人が働く場合におきましては、朝は早いし、

さらにはまいたる／＼な交際費も、これはなか／＼認められる面が少いので、非常にこういう面において救済される面が少いと思ひます。それで中小企業者が、やはり中小企業者としての勤労控除を要求しておることは、私は理由があると思ひますが、今回せめて勤労者に対して勤労控除を認められるのを契機に、中小企業者のうち、なかならずその所得額の少い者、これを三十万に置くか、五十万に置くかは、いろいろ検討を要するものでありましようが、そういう諸君に対しては、これまたひとつ勤労控除を認めて行くべきではないか。家族従業員に対する他の配慮は加えられておりますけれども、これは当然のことでありまして、経営主そのもの

がやはりそれだけ働くという面に対して、法律上何らかの措置を加えて行くというところは当然のことであると思ひますが、これに対してどうお考えになつておるか。

○渡辺政府委員 われ／＼もそういう点についていろいろ検討をしてみたいわけではございますが、勤労控除の点で今回従来と違ひますのは、勤労控除の率は従来と同じように一割五分、これはかわつておりません。最高の限度を今度引上げたという程度にとどまつております。勤労控除について、どういうわけで勤労控除ということをやるか。われ／＼は、実は勤労控除という名前はあまり適當でないと思つて、実は給与所得控除というふうに呼びたいと思つておりますが、営業所得、農業所得等に比しまして、勤労所得の面については、いろいろ違つた点があると思つております。一つは、今お話になりまして、給与所得において、勤労が中心になつておる。この点になりまして、中小の企業者、あるいは農民においても、同じように勤労が中心になつておる面があるのではないかと。そこで今の御議論が出ると思ひますが、もう一つ御承知のように、給与所得におきましては、収入金額がそのまま一応まず所得の対象、所得の額になつておる。いわゆる必要経費といふものを全然控除してございせん。しかしわれ／＼給与所得者といふわけでも、いろいろ経費があるわけでありまして、通勤料といふものか、そんなものももちろんありますし、それから結局家計のものと結びついてしまふからつきりいたしません。したが、たとえば洋服代もどう考

べきだろうか、あるいはいくつ代はどうか考えるべきだろうか、こういうふうな面、全然必要経費がない。洋服代全部が必要経費といふものもおかしいですが、全然必要経費がないというもおかしいわけだ。こういう点を考慮いたしまして、一割五分の控除を一応認めておるというわけであります。必ずしも勤労から得た所得なるがゆゑにということだけが理由じやないと思つております。それでは、やはり勤労から得た所得という面でもこれでも上げる、それから営業所得についても、ある程度のそうした控除を認めよう、農業においてもそのようにする、こういうふうなことにいたしますと、残る所得というのは非常に小さなものになつてしまふわけでありまして、それよりもむしろ基礎控除なり扶養控除なりを一般的に上げ、それから税率を下げ、こういう方が、その間からもいろいろ御批判を受けております。税制を簡素にするゆゑにやないだろうか、こういうふうに一応考えまして、今のようないくつか一応考えられますが、それを、その意味における控除としないでもつて基礎控除を上げる、あるいは税率を下げる、扶養控除を上げる、こういつたところでその問題を処理する方が適當じやないか、こういう意味で今度の税制をつくつたわけでありまして。

○千葉委員長退席 内藤委員長代理 春日委員 それは私はちよつと聞えないと思ひます。少くとも事業所得者に対しての必要経費、これは必要欠くべからざる経費であつて、それを控除されることに何の恩恵が加えられておるものではないわけなんです。これ

は当然控除されるべきものが控除されたとしたことであつて、そこに何かうまいところがある、うまいところが残してあるのだ、だからそれに対して勤労者とは同じような取扱ひをしないのだ、こういうようなことであらば、そこで相當うまい控除をしてもらひのか、こういうことになつて来るが、そういうことをすれば、脱税として当然捕提されるので、そういうような局長の御答弁に対しては、そのまゝこれはいただきかねると思ひます。

私は別に比較検討するわけではないが、勤労者に対しては、たとえば保険制度がある、これはやはりそれ／＼国家の給付を受けまゐる、あるいは退職する場合においては退職金もありまゐる。あるいはまた失業をした場合においても、いろいろ／＼国家の保護が受けられるわけなんだ。ところが中小企業者におきましては、たとえば事業に失敗したところで、何の国家補償が得られるわけでもなく、また保険の場合でも、みづから経営者である場合に、は、保険にかかるともできない。こういうわけで、まづたくの話が腕一本、からだ一つ、これで實際働いておる。自分の商売がかわいものだから、夜中でも一生懸命働かねばならぬし、日曜だって、忙しきときには何も給与所得の対象としない、一生懸命働く。その働いた正味収入に対して税金がかつて来るわけなんだ。だから、私はやはりこういうふうな中小小工業者、中小小工業者といつてもたくさん社員を使つておるとか、なんとかいうこともありましようが、そういう諸君は、おのずからこれは法人形態をとる場合もあるし、所得が大き

なる場合もございまいし、だからある程度の線を画しまして、三十万なら三十万、四十万なら四十万の零細所得者は、これはとにかくみずからの勤労を加味した事業所得である、こういう意味において、今あなたがおつしやつた勤労控除というものの程度、これを今いろいろの通勤料やその他が見てあるという処置もあるけれども、そのことは、同様に中小企業者にも私は言えると思うのであります。従つてこの機会に、やはり一五%なら一五%と、こういうものを認めて、そうしてその最高を四万円なら四万円として、勤労者と同じ程度の処遇を彼らにすることに、この全国企業者のせつかくの要望にこたえていただきたいと思う。特にあなたに御認識を願いたいことは、中小企業者は商売をやつてもうかるのだが、しかし一度失敗すれば国家の保護が何ら受けられない。實際野ざらしの形でやつておるといふこの状態は、やはり課税をされる場合において、そのあたりも十分にしんじやくを願わなければならぬと思つておられます。しかもそのことが、彼らの控除されたいという主張の原因となつておるわけなんです。重ねてあなたのお考え方を承りたいと思つておる。

○渡辺政府委員 先ほどの私のお答えが不十分でありましたために、多少誤解を生じているような点もあるように思われますので、その点をまず補足させていただきます。私は営業所得において必要経費が引かれていて、これはお説の通りあたりのことだと思つております。私が申し上げたのは、給与の所得において、こちらは、こちらの方にもやはりさくばく

の必要経費があるはずだ。それを、二応収入の金額をまる／＼とつておりまして、その必要経費というものは、なかなか計算しにくいものですから、それで必要経費を引かないで、給与の金額をまる／＼とつておる。そこに給与所得に対する一五%の一つの根拠があるのだ、こういうことを申し上げたかった。営業所得においての必要経費を引くというところは、あたりの話、これは私もその通りと思つております。ただ給与所得の場合においては、あたりの話である必要経費がなかつた、算定しにくいゆゑもありまして、引いておられないので、そこで一五%控除といつたような問題があるのだといふことを、ひとつ申し上げたかったといふことをつけ加えさせていただきます。それから中小の企業者におきまして、特に小さな企業者におきまして、勤労的な要素が多分にある。従つてそこに何らかの控除をつくつたらいじやないか、これは一つの考え方だと思つております。しかし同時に、それは農民についても言えるわけでありまして、そうしますと、小さな所得者といふものの全体について通ずる議論じやないか。従つて、われ／＼の税制のつくり方として、そういうものについて一々控除をして行くよりも、むしろ基礎控除を上げるとか、あるいは扶養控除を上げるとか、あるいは小さな方の税率を下げるとかというように、簡にして要を得るのじやないか、こういうふうに突は考えておるといふことを重ねて申し上げたいと思つております。なお中小企業者の負担におきまして、相当の大きな負担になつておりますの

は、これは春日さんもよく御存じと思つておりますが、むしろ事業税の問題が突はあるわけだ。小さな所得者になりまして、所得税の方に引きましては基礎控除があり、扶養控除があり、税率も引下げられれば、それほど大きな負担にならないけれども、事業税の方は御承知のように一律に一割二分、これが突は相当の大きな負担になつておると思つております。将来の問題として、この一割二分の税率を減らして、そのままでのですが、現在としましては、財政の事情もなか／＼許しませんが、ちよつと動かし得ませんが、せめてもこの一割二分の税率を減らして、これは地方行政委員会の方へ御提案申し上げておりますが、現在の控除の三万八千円を五万円に上げるというのをやつておられます。将来の問題として、全体の負担の公正についてはさらに検討して行つてみたい、かように考えております。

○春日委員 そこで私は、さらにこの点を明らかにしておかなければならぬと思つておりますが、勤労所得の場合、これらの諸君が時間外に働けば、時間外の手当がもらえます。日曜出勤にはその手当がもらえます。またそれ以外に、あるいはボーナスとかいろいろの所得があるわけなんです。ところがこの事業所得の諸君には、現実に彼らの勤労によつての事業所得、勤労を加味した事業所得であるが、その勤労の中に、私はほとんど、半ば以上のものが時間外勤務による場合が多いだろふと思つて。そのことは、たとえば実際の所得は、大体常識で言いますならば八時間労働、これが対象になるだらう。しかし時間外のエキストラ・

ワークに対してはエキストラ・インカムがなければならぬが、そういうものがその数字の中には明確に現われて来ないわけだ。中小企業においては、このけじめがつかないから現われて来ません。ところが現実にそれが含まれておる。だから、われ／＼日本国民が大体勤めて生活する場合において、八時間勤めて健康にして清潔な生活ができるという立場において、一方においては、今言つたような点において、それだけ収入がふえて行く。ところが、方は、やはり八時間の制限も越えていぶん働くんだけれどもそれに対しては、何らの税制上における配慮が加えられていない、これが現実であると思つておられます。これはあなたもお認めになるだらう。勤労が加味された事業所得の中において、どの程度が時間外労働によるものであるかといふことは、これはわかりやしない。わかりやしないが、現実にある。だからそういう現実にあるものはやはり捕捉をして、何らかの形でそういう労働に報いて行くといふことが、これはヒューマニスティック・ポリティシアンズの責任だと思つて。とにかく現実のものをつかんで、そうしてこれを合理的に、不公平のないように処理をして行く、これが必要だろふと思つて。現実にこれらは全国の大会を開いて、このことをあなたの方にも陳情しており、国会にも陳情して来ておるわけでありまして、この声にわれわれは耳をふさいではならぬ。このことを申し上げておるわけでありまして、だから、やはり彼らの勤労所得、中小企業者の勤労所得の面について、ひとつ適切な措置を講じてくれという要求は、ただいまのあなたの御答弁を

得ても、なおかつそういう声が不当なものであるといふふうにはわれ／＼は納得できないわけなんです、依然としてその主張の妥当性はここに残つておると思つて。何とかひとつ、この機会に勤労控除に匹敵するような税制上の措置を講じてやつていただけないか、重ねてお願いいたします。

○渡辺政府委員 確かに御説のように、中小企業者の勤労といふことが、働きの中には、もし八時間労働といつたようなことを考えれば、いわば時間外に当るようなものはあると思つておられます。これはなか／＼区分がしにくいのですが、しかし引合ひにお出しになりましたわれ／＼給与所得者におきまして、税制の上におきましては、時間外であるがゆゑにそれを課税上どうしようと、これは別にないわけでありまして、オーバー・タイムであるかどうかといふことについて別に税制上の区分はない。結局本俸が一万五千元、オーバー・タイムで五千円もらつて二万円になりました。その内容いかんにかかわらず、二万円の所得といつて課税しているわけでありまして、従つて、その意味からいいますと、勤労所得者、給与所得者との間には別な差別はないわけでありまして、ただ問題は、非常になまけていて二万円の所得のある人、非常に勤勉に働いて二万円の所得のある人、片方は非常に勤勉に働いておるがゆゑに何か税制上考えられぬか、こういうふうな考え方がないことはありませんが、突はこれはひとつとしてはわかるのですが、技術的にこれを動かして行くことは、とても不可能だといふふうには思つております。現在の中小企業者の所得者の負担、あえ

て中小企業の人だけに限らず、勤労者におきましても、現状の負担が軽いものだと私としても決して思つておりません。財政上許すならもつと軽くしたい。ただ本年度の予算におきましては、全体の一応のかつこうが組まれておりまして、修正後すでに参議院の審査を願つておるような現状におきましては、大きな数字に響くような意味の予算の修正は考えられませんし、政府の方から目下これを提案することは考えておりません。

○春日委員 この問題は依然として解明されません。今あなたはおつしやいました。たとえば給与所得者において時間外勤務をすれば、それだけたくさん収入があるから、従つてそれだけたくさん税金がかかつて負担はしてゐるのだ、こういうお話なんです。ところが給与所得者は、時間外に働けば、たとえばその時間外の手当をもらつて、税金でとられた残分だけ残つて入つて来るわけなんです。ところが中小企業者によつて勤労される面においては、時間外に働いても、結局特別の時間外手当とか、特別の加算された収入という形には現われて来ないで、それらのものがすべてこんがらがつて一つの所得になつておる。しかもそれに対して全部税金がかかつて来るわけですから、これを逆に言うと、とにかく時間外に働いて、通常の賃金によつて計算されたもののトータルが、その所得額になつて現われておる、こういうことが言えると思ふのです。それだから、私の主張並びに中小企業者が要望しておるの、その中には時間外やいろいろな勤労所得の性格の収入がたくさんあるんだから、従つてその一部分に

対して同等の取扱ひをしてください、こういう要求なのです。従つて大きな所得者は別として、二十万とか三十万とかいうような零細所得者は、現実には彼らが働く姿を、どんな店に行つてあなたがごらんになつてもわかるように、またどんな町工場に行つてごらんになつてもわかるように、自分でまづ黒けになつて働いておるわけなんです。この諸君にやはり勤労控除の制度を拡大解釈し、これを適用して行くことは、決して矛盾にはならないであらうし、またそれによつて来る国家財政の収入減ということも、九千何百億という大きな予算に対して、大きな変動を与えるような巨大数字ではないので、せつかくこの機会に直すならば、ひとつ直していただきたい。このことを強く要望するわけなのであります。

だからもう少し御研究、御検討願つて、彼らの声を實際に胸を開いて聞いてやつていただいて、ほんとうにまづ黒けになつて働いておる事業所得者たちにも、それがほんとうの勤労所得であるという現実を御認識願つたならば、私はその制度が適用できない理由はないと思ふ。時間も大分迫つておりますから、次の委員会等において、私の主張が通るまで、中小企業者の主張が通るまでさらに継続したいと思ふので、さらに御検討おきを願ひたいと思ひます。

○内閣委員長代理 午後二時まで休憩いたします。
午後零時三十分休憩
午後二時三十分開議

○千葉委員 休憩前に引続き会議を開きます。

午前中同様、本日の日程に掲げました有価証券取引税法外二十五の法案を一括議題として質疑を続行いたします。質疑は通告順によつてこれを許します。苦米地君。

○苦米地委員 私は、閉鎖機関令の一部を改正する法律案について、今までに相当はつきりして来た点もありませんが、まだ多少はつきりしない点もあるし、またなお念のために確かめておきたいと思ふ諸点がありますので、若干質問をいたしたいと思ひます。閉鎖機関令の一部を改正する法律案の眼目は、社債の弁済及び残余財産の処分、第二会社設立、指定の解除の道を開くにあると考えるが、これを可能ならしめる前提条件として、在外債務の総額が在外資産の総額を越える額のほか、政令で別に定める金額との合計額を留保し、かつ大蔵大臣の承認を得なければならぬことになつてゐるのであります。このような規定は、外交上から見ても不利益であり、かつまたこのいうふうにしたしましては、閉鎖機関を終止させることは、事実上さうぶる困難であると思はれるのであります。したが、これにつきまして、この際明確にしておかなければならない点は、政府は、許可条件の成立に關し、確實な見通しを持つておられるかどうか。またどういふ基準とどういふ根拠で、在外債権債務の金額を算定しようとしておられるか、まずこの点を伺ひたいのであります。

○阪田政府委員 ただいまお尋ねの通り、今回の改正の趣旨は、在外活動閉鎖機関につきまして一定の留保をいたしまして、社債の弁済、残余財産の処分、あるいは指定の解除、新会社の設立の措置等ができるように道を開いて行こう、こういうことになつておるわけなのでございしますが、それにつきまして、御承知のように、在外活動閉鎖機関は、本邦内における債権債務の整理はもうほとんど最後に近い段階に来ているわけでありまして、在外地、朝鮮、台湾、その他の地域にありますが、その資産及び負債につきまして、その見通しがはつきりしない、かような事情があるわけでありまして、これらの在外資産、負債の整理につきましては、サンフランシスコ平和条約、あるいは日華平和条約等におきまして、今後特別とりきめによつてその処理がなされる、現在その途中の段階にあるというところになつておりますので、法律の改正をいたしましたのは、やはりどうしてもかような規定を置かざるを得ない、将来この在外関係の債権債務の帰趨がきましましたときに備えておかなければならぬという必要がございしますというものであります。ただ御承知のように、この特別とりきめ等は、まだ具体的に見通しがつくような段階に進んでおりませんし、また在外債権、資産、あるいは債務と申しましたが、現在その実情がなか／＼判明しにくい、その具体的な数額が確定する、あるいはその程度をきまして評価する、あるいはどの程度回収し得るものか検討する、あるいはそのほか為替相場とかいろいろの問題があると思ひます。そのようないろいろの問題がございしますので、やはり改正規定にありますが、一律に各閉鎖機関につきまして、どの程度の金額を留保すれば十分であるということをはきめることもいたしかねますので、その点を政令に譲りましてこれを処理し

て行きたい。それで、この政令の金額をどうきめるかということですが、それにつきましては、この規定がほんとうに活用されるかどうか重点になると思ひます。それにつきましては、やはり現在の在外活動閉鎖機関が、かなりの残存資産を国内限りにつきまして持つております。こういうようなものをできるだけ今後の日本経済のために有効に活用して行く、閉鎖機関の整理の手続をできるだけ早い機会に打切つて、新しい方向に活用して行く、こういうような趣旨をもちまして、今後の客観的な情勢の許します限り、この政令に定める金額の決定につきまして考慮いたしまして、新しい会社が設立でき、あるいは解除の手続に移れるというふうな方向にでき得る限り持つて行きたい、そのような方針で来ておるような次第でございします。

○苦米地委員 お話の筋はわかりますが、外交交渉を待つてきめることは、百年河清を待つてきめるものであつて、とても待てないからこういう法案が出て来たのだと思ふのであります。お話はわかりますけれども、一方は、在外債務の総額が在外資産の総額を越える額、これが一つの条件になつておるの外のもので、これは二本建になつておるわけでありまして、それで、在外債務が在外資産の総額を越える額、これの見通しがどうか、どういふ基準でどういふ根拠できめられるのか、この点がどうもはつきりいたさないものであります。

○阪田政府委員 在外債務の総額が在外資産の総額を越える額というものの算定につきましては、いろいろやかま

算定につきましては、いろいろやかま

しく申しますと、資産の存在がどの程度であつたかということを確認するといふ問題、あるいは評価をするといふ問題、あるいは為替の換算率その他いろいろの問題が出て来るわけでありまゝ。ただこれは、お話のようにいろいろとそういうむずかしいことを言つておつては、いつまでたつても解決をしないわけ、ある程度の目安を立てまして、その辺の額は算定して行かなければならないといふふうに考えるわけでありまして、一応目安として考えられるのは、やはり最終の帳簿価格による差額というものがまず第一に目安になると思ひます。そういうようなものにつきまして、でき得る限りいろいろの事情を調査いたしまして、妥当と思はれる程度の補正を加えてやつて行くということが、まず普通の常識的なやり方ではないかと考えております。

○苦米地委員 その妥当な額をきめるのに、政府が独断的にきめるのであるか、もしくはその関係者に参加させてきめるのであるか、また政府は、国内が疲弊している状態から早く立ち上るために、その総額を最小限度にするつもりであるか、こういう点が重大な問題になつて来ると思ひますが、この点はいかがでございますか。

○阪田政府委員 ただいまの額をどの程度に見て、留保額を幾ら留保して行くか、こういうことにつきましては、これは特殊清算人の行つた仕事でありますので、その案は清算人が立てて来るわけでありまゝ。清算人がいろいろの事情を検討しまして、このような算定で、このような額を留保すること、在外財産の処分をしてもよろしいか、

こういうことを言つて参るわけでありまゝ、それにつきまして、大蔵大臣は承認を与えるという立場に立つわけでありまゝ。そういうような場合におきましては、お説のようにできるだけ新しい改正規定を活用して、閉鎖機関というものに終止符を打つて行く、国内に残つた資産をできるだけ活用して行く、こういうようなことを根本の頭に置きまして、大蔵大臣としても指導をいたし、また承認も与えるようにいたして行きたい、かように考えております。

○苦米地委員 その点が重大な点で、現在の特種清算人がこの龐大なるものを預かつて、過去において非常に非能率な、しかも不経済なやり方をやつて来た。その見通しで、われ／＼はその清算のやり方が適当とは考えておらないのであります。今の御答弁を伺うと、清算人の従来のやり方をそのまま承認して、今後それで進もうといふふうな聞きとれる節があるのであります。この閉鎖機関処理について、今年の一月十九日の日本経済新聞の記事が載つておりましたが、その記事並びに数字をごらんになつて御承知かどうか、この点をお伺ひしたいのであります。

○阪田政府委員 ただいまの特種清算人の清算事務についての御尋ねであります。現在の特種清算人は、在外活動閉鎖機関の關係、特殊法人の關係、それから一般法人の關係、それから大阪の方面における閉鎖機関の關係、この四つに分担いたしました。四人の特種清算人があるわけでありまゝ。そこで清算事務につきましては、だん／＼と最後の段階に近づきまして、仕事も以前に

比べれば減つて来ておりますので、清算人の手伝ひをしております人員もだんだん整理して、減らして参つておるようなわけでありまゝ。能率等の点につきまして御批判がございましたが、いろいろ御指摘を受けるようなこともあろうかと思ひます。全体としての考へをいたしましては、このように多数の機関を一緒に総合して清算をしておる關係もあると思ひますが、一般の清算等に比べますれば、清算費等の割合も低くなつておるといふようなことで、一般的に申しまして、非常に能率が悪い清算であるといふふうには、私も一応考慮しておらないわけでありまゝ。ただいまの新聞記事等につきましては、ちよつと存じませんので、御返事申し上げかねるわけでありまゝ。

なお、これは先の問題であります。先ほど来申し上げましたように、特種清算の事務は、各機関について見ますと、国内の資産、負債等の整理は、だん／＼と最後の段階に近づきまして、新しい仕事が多量にふえるといふ状態になつておるわけでありまゝ。特殊清算人をふやして能率的にやることも、現状では考えられないわけでありまゝ。現状でただ人をふやすといふだけでは、清算費が増加いたしまして、閉鎖機関の負担もふえるといふような結果になると私も見ておるわけでありまゝ。ただ将来の問題といたしまして、この法律に基きまして新しい措置をする、ここにありますような一定の金額を留保いたしまして、新会社を設立するといふような新しい措置を考慮するような段階におきましては、そのために、いろいろ仕事もふえて、あるいは専門の方に、十分そ

う仕事に理解のある方にやつていた方がよいだらうといふような意味から、特殊清算人を任命する必要の出る場合もあるかと存じております。現状におきましては、ただいまのような仕事の状況でございますので、この清算人あるいはそのスタッフを増強することは、かえつて清算費を高めるといふ逆効果があるのではないかと私も考慮しております。

○苦米地委員 ごらんにならなければ、ここにありますから、ごらん願ひたいのであります。この記事を読むと、今度提出された法案の趣旨が全部盛られておる。これは読んだ当時はわからなかつたが、今になつて、今度の提案とこの記事とを比べてみると、非常に符合している点が多いのです。それから、その中に盛られておる数字も、ある意味において、非常に真相に近いと考へられるものがあるとすると、これは、新聞記者が想像で書いたものでは考へるのであります。知らなかつたとおつしやれば、それまででありますけれども、こういうような事実から見ても漏れて来ているのではないかと、これは非常に今後の解決に重要な問題でありますから、こういうものの処理に對しては、将来銀行関係の人々にその意見を聞き、それを尊重し、事柄を検討して行く必要があると思ひるのであります。この關係におきまして、本法案が成立したあかつきに、比較的多額な国内財産を持つてゐるものが新会社を設立しようとする場合には、特殊清算方式を総合清算より単独清算に切りかえて、商法上、当然清算人たるべき責任

者、または株主關係者をこの特殊清算人に任命することが適當であり、またそうしなければならぬものと考へますが、この点はいかがでありますか。

○阪田政府委員 先ほどの新聞記事の点であります。具体的に今まで出ております数字等が正確なものかどうか、ちよつとたゞいますぐにはわかりかねますが、大体その新聞記事は、その時期からいいますと、この前の国会に、大体今回御提案いたしました閉鎖機関令の改正とはほとんど同様な改正案を御提案いたしましたので、おそろくその關係で、その内容及びそれに關連する数字その他の状況を、新聞社の方で調査して載せたものではないかと想像します。私どもの方針も、条文のいろいろ／＼こまかい点その他につきましては、前回の案以後になお検討を加へましたが、大体の考へ方は、從つてこの新聞記事の出た當時とはかわつていないわけでありまゝ。

そこで、ただいまのお尋ねの点であります。お尋ねの通り、大きな資産のある重要な在外活動閉鎖機関につきまして、ことにこの法律の規定に基きまして、新たに国内に新会社をつくる運びになります。この段階におきましては、いろいろ／＼と仕事も増加するであらうし、また事情に通じた適切な方に清算人になつていただく方が適當である、こういうようなことも考へられます。お尋ねの趣旨のようなことは、具体的にさうな情勢になりましたときには、十分考慮されると、私も考へておるわけでありまゝ。

○苦米地委員 局長の御答弁を了承いたしますが、それでは、こういう新し

い会社をつくつた場合には、商法上、当然清算人になるべき責任者、または株式関係者を特殊清算人に任命するものと解釈し、それらの人々が、この一月十九日の新聞に載つておつたような数字等について、検討する機会を持ち得ると、かように了解してよろしうございませうか。

○阪田政府委員 お尋ねの点でありますけれども、この改正案が成立いたしました、実施に移され、具体的にそのような事態が起りましたときに、大蔵大臣が、新たに特殊清算人を任命する、あるいはどういふふうな処分なり処置をこの法律に基いて承認するか、こういう点にかゝる問題でありまして、ただいまから確かにこうというふうなことは、ちよつと申し上げかねるわけですが、先ほどお答え申し上げましたように、そういう方向において考慮されるという可能性が多分にあるわけでございます。

○苦米地委員 これは、可能性という以上のこととは局長の立場で言われたいとすれば、大臣に御出席を願つて、この点を確かめるほかはないと思ひます。これは第二会社をこしらえて、それを有効に活動させて行くために、また清算をなめらかに迅速に運ぶために、絶対必要であるのみならず、これを認めないといふことになれば、やはりこのボツダム政令による閉鎖機関令、これの残滓がつきまとうような気がいたしますのでありますが、局長は可能性があるという、そのときになつて、可能性があると思つたが不可能だと言われたのでは困りますから、大臣に來ていただきませうか。

○阪田政府委員 ただいま可能性があるというように申し上げたわけでございますが、先ほど御答弁申し上げましたように、閉鎖機関にもいろいろ問題があると思ひます。資産、負債関係の非常なめんどろなもの、あるいは国内資産が大きいもの、あるいは、それ／＼事情があると思ひますので、すべての機関につきまして、それ／＼こういうふうな新しい事態の起つた場合に特別の特殊清算人を選任する、かようなわけには行きません。ただ大体におきまして、話題に上つておりますような大きな、ことに国内の残存資産も相当巨額に上つておりますような閉鎖機関につきましては、新会社設立というふうな大きな問題を処理するわけでありまして、これは、やはり事務の筋道としては、特殊清算人を特別に選任するといふようなことに大体申し上げますのであります。先ほど来申し上げましたように、ただいまの段階におきまして必ずやういふことにするということとは、ちよつと申し上げかねるわけでありまして、状況としてはさうに申し上げます。

○千葉委員 苦米地君、大臣の出席を求めますか。

○苦米地委員 大体気持がわかりましたから……

○阪田政府委員 それからちよつと申し上げておきますが、そういう閉鎖機関の資産、負債の内容、数字等の問題であります。これにつきましては、実は今話題に上りますような大きな閉鎖機関につきましては、この閉鎖機関の旧役員の方々に、現在の特種清算事務につきまして顧問といふような資格で参与していただいております。いろいろ必要な情報、資料、あるいは内輪

の御相談等は現在でもその都度いたしておるようなわけでありまして、この点を申し添えておきます。

○苦米地委員 国内にたくさんある資産を持つていて、今話題に上つておるような大きな会社については、商法に従つて、特殊清算人を第二会社のできるときには任命する気持であるといふことがはつきりいたしました。そのことは、いづれははつきりしておかなければならぬと思ひますが、今すぐ大臣に來ていただいてきめなくても、大体の気持がわかりましたから、次に移りたいと思ひます。

第二会社の旧銀行などが清算人となるといふことになりまして、残余の財産については、商法の規定によつて清算人をして処理せしむべきであると考えますが、この点はいかがであります。

○阪田政府委員 失礼ですが、御趣旨がはつきりいたしませんので……

○苦米地委員 つまり新しい会社をつくり出す場合に、そこに商法に従つて、元の重役もしくは株主とかいふような人が、その新しい会社の特殊清算人になる。こういうふうなことがなつた場合に、またその新しい会社が總會において清算人をきめたというふうなことになる。これは、残余の財産については、商法の規定に従つて清算人が処理できるかどうか、こういうことなのであります。

○阪田政府委員 ただいまお尋ねの点は、ちよつと複雑した関係になるわけでありまして、この法の規定によりまして新会社を設立するといふ場合には、特殊清算人が新会社の設立の計画案等をつくりまして、總會の決議も

得、大蔵大臣の承認も得るわけでありまして、その特殊清算人というものは、この閉鎖機関令の規定に基く特殊清算人でありまして、先ほど来いろいろお話のありまして、旧会社の重役その他の関係の方々の清算人に任命するといふもの、そういうふうな場合には、この閉鎖機関令に基く特殊清算人として、いろいろそういう新会社を設立する関係等の仕事をやるために大蔵大臣が清算人に任命する、こういうことであります。商法の規定というわけではございません。

○苦米地委員 そうしてその第二会社ができてしまつたあとには、總會で会社の清算人がきまるわけですね。

○阪田政府委員 それで新会社が設立されまして、それによりまして、元の閉鎖機関関係の特種清算は、新会社の設立によりまして終了いたすわけでありまして、従ひまして、その後清算人の必要はなくなることに相なるわけでありまして。

○苦米地委員 残余の財産について特別な法律を設ける、こういうふうな法文になつておるわけですか。それについて、これを説明していただきたいと思ひます。

○阪田政府委員 ただいまのお尋ねは、留保しました財産につきましての管理人の件についてであると思ひますが、これにつきましては、やはり特別の管理人を指定しまして、それに管理させることになつております。

○苦米地委員 その特別の管理人をつくることになつておるものは、規定がありまして、その管理人については後にお伺ひいたします。

ここでもう一つお伺ひしたいのは、

ある会社で一部分が閉鎖機関になつておつて、他の部分が閉鎖機関になつていないものがある。それは閉鎖機関令の第一条によりまして、国内にあるものだけについて閉鎖機関になつておるわけでありまして、従つて国外にあるものは閉鎖機関になつておらないわけでありまして。たとへて言えば、朝鮮銀行の支店がロンドンにある。台湾銀行の支店がニューヨークにある。そこで同じ名称の古い銀行、会社等が、閉鎖機関になつておる部分と閉鎖機関になつておらない部分とがあるわけでございますが、第二会社ができた場合には、その第二会社は、債権債務について、閉鎖機関の部分も、閉鎖機関になつておらない部分もこれを継承して清算するものと解されると思うのであります。が、その解釈していいのであります。

○阪田政府委員 ただいまお話のような在外資産、負債を持つております閉鎖機関につきましては、この閉鎖機関令の規定は、閉鎖機関と指定された会社は、指定のときに閉鎖するわけでありまして、その清算の仕事につきましては、国内にある資産、負債の整理だけはこの規定は限られておるわけでありまして、在外の資産、負債の清算の仕事につきましては、この閉鎖機関令の規定、あるいは特殊清算人の権限をいたしましては、触れまして、残された在外資産、負債の処理につきましては、そういうふうな資産負債の処理が得る段階に至りますれば、別途の根拠法をつくりまして、その手続を進めるほかはないと考えられるわけでありまして。それで、この改正法の

規定によりまして新しい第二会社といふような新会社ができまして、この会社は、在外の資産、負債については、まったく関係のない会社になるわけでありまして、これは先ほど来申し上げましたように、在外資産、負債の関係につきましては、不確定の要素が非常に多いわけでありまして、そういうようなものを背負い込んで、将来国内におけるその新しい会社の運営の上において、あるいは資産、負債の上において、どういふような結果が出て来るかわからない。かような状態におきまして、新しい会社を設立して運営して行くということには問題があると考えられます。そのような意味もありまして、この新会社は、在外関係の資産、負債、すべてこれを承継しないという建前に、今回の改正案としては考えてあるわけでありまして。

○富米地委員 閉鎖機関の第二会社であるために、そういう制限を受けなければならぬというのはいささか問題です。○阪田政府委員 今回の規定におきましては、国内関係の清算によりまして生じた残余財産というものを、それだけで新会社をつくつて行く、それだけで基礎にして新しい会社を考えて行くということに、全体として構想してあるわけでありまして、それで、在外資産、負債関係は、先ほど来申し上げましたように、の条約に基く特別とりきめ等の結果を見ないと、終局的の帰結はつきりしないわけでありまして、そのようなものがどうあるかによりまして、新会社ができまして円滑に動いておるものが——特別とりきめの結果によつて、いつそういう海外

の資産、負債関係から、どんな負担がかつて来るかもしれないといふような状態になつておられますことも、やはり適当でございませぬので、そのような考慮もありまして、国内の残余財産だけで新しい会社をとかくつくつて育てて行く、かような考え方をとつております。

○富米地委員 どうもその点がわからないうです。政府が一体在外資産、負債、債務を整理しなくちやならぬ、こんなことはどこからも出て来ない。講和条約もそんなことはきめていない。講和条約もそんなことを言うためにあつて外国人を刺激して、日本の在外財産からとつてやるといふような氣持を起させるので、閉鎖機関といふものは、一体日本の国内においてのみ行われるものであつて、それから解放されて第二会社ができたら、またたき新しいものなんだから、これに自由にやらせる方が債権者もいささか、債務者もいささか、また国家も、そんな変な外交的な紛争に巻き込まれる危険もなかつていささか思ふんですが、どうも外交関係、外交関係とおつしやるけれども、そのところは、私非常に政府がとられた考えを持つておると思ふんですが、これはどうお考えになりますか。

○阪田政府委員 ただいまのお尋ねの点であります。われわれの方、この案といつたしましては、在外の資産、負債というものと切離せまして、国内の財産だけで新会社を設立できるといふことの見通しのつくものは、できるだけつくつて行く、こういうふうな考えでできておるわけでありまして、新会社のできた場合に、新会社は在外資産、負債関係から生じます。いささか負債とかから追究を受けないうちに、今回の法律構成としては考へてきておるわけでありまして。

○富米地委員 その点については、朝鮮だけが問題だと思ふんです。ところが朝鮮の考え方は、ああいうふうな間違つておるし、マツカーサー元帥が日本を引揚げる直前に、業者の陳情を受けた際に、幾たびもキリスト教の関係機関や赤十字の機関を通して、債権者があるならば申し出よと通報しているけれども、いまだかつてその請求が出て来ておらぬから、もうこれはないものと自分は考へておる、一体閉鎖機関は、二年ぐらゐでもうやるつもりのものであつたし、今になつたらいらぬから、これは廃止してもいいんだ。それで日本の政府にそういうふうに通告してくれと言つたところが、自分はそのに解任になつておるから、そういうことを言う力を持つておらぬけれども、そういう意向は通達しよう。こう言つておつた業者の人は言うておるのであります。とにかく新しい会社ができたら、とれるものはとり、私どもは払つて行くことが信用を増し、基礎を固めるゆゑんであつて、閉鎖機関の第二会社であるからそれを認めないといふことになりまして、これはちよつとおかしなことになるやしないかと思ふのです。

○阪田政府委員 ただいまのお話の、いささか司令官関係の措置で、在外の債務がどうなつておるかという点であります。私どもお話を点につきましては、あまり具体的に承知しておらないわけでありまして。まあいささか、そういうような事情も調査いたしまして、債務が法的に確かに免責されて、閉鎖機関に債務がないのだといふことになりまして、これはもちろん全体としての閉鎖機関の清算、あるいは新しい会社をつくるということも非常に簡単な仕事になるわけでありまして。そういうようなところにつきましては、なおよくそういう根拠等につきましても、調査いたしてみたいと思ひますが、ただ私どももいたしましては、今回のこの改正案を立案いたしましてあたりました。ただいまおつしやいました御趣旨の通り、とにかくいろいろな客観情勢から申しまして、できる限り新しい会社をつくること、あるいは非清算等措置ができるという方向に持つて行きたい。また新しい会社ができまして、これは既往の在外債務という関係から切り離しまして、独自の新しい会社として、十分健全に発展して行けるように配慮いたしたつもりでございまして、そのところは御了承願ひたいと思ひます。

○富米地委員 講和条約の第十四条によれば、日本国、日本人の持つておつた在外資産は、その国の法律によつて没収することができるといふ、在来なかつた一つの懲罰規定みたいなものができておるわけでありまして、それは、その国がとる言わなければ、とらなかつても済むのです。ブラジルのとき、とらないと言つておるし、アメリカも大体とらないと言つておるし、インドあたりでも、返してあげるし、スイスあたりでも、返してあげるし、というふうなことをはつきり言つておる。そのほかのわからない国々でも、向うかう頼みに来たら返してやるという

う国が相当あると思ふのです。それは、外交交渉が済まなければだめだと言つておるうちに、向うではどうかなつてしまひます。だから第二会社ができたから、これは商売人ですから、上手ですよ。向うの政府なり向うの要路の人々に頼んで、海外に持つておつた資産を返してくれるように努力させることが、政府のやるべきことで、そういう努力をさせないような措置をするとは、これはどうしても了解できないんですが、どうでしょう。

○阪田政府委員 ただいまの御趣旨の点につきましては、日本の国といつたしましては、講和条約でそういうふうなものにつかまして、権利を放棄したやうなやつになつておるわけでありまして、ただ個々のそういうものに關係しまして、在外の資産を没収される、こういうふうな形になつておるという機関が、まあそれ／＼話をしまして、相手の政府に話合ひがつかまして、資産を返してもらうといふことは、これはもちろん相手の出方次第で可能なわけでありまして、またいささか最近の新聞紙上に出ておりますが、大体返してもらう運びになりやうであるといふやうなものも出て来たりして、これは、特殊清算人もそういうことにつかまして努力しておりますし、その他民間のいささか／＼の関係機関からも、そういうことの促進のために、いろいろと運動していただいております。先ほど来申し上げておりますように、今回の趣旨は、国内に新会社ができまして、その会社は、今までの資産、負債、海外に残つたそういうものの關係から切り離して新しい会社として運営して行く、かようなことを申し上げ

げておるわけでありまして、そういうことによつて、在外の資産、負債につきましては、資産は放棄してしまふとか、あるいは負債は必ず払うのだといったような新しい措置なり決定をするわけではございません。そういうものにつきましては法律上可能な措置、あるいは相手国の政府、政權等との交渉によりまして可能な措置がありまして、こちらの立場にとつて有利なものがありますれば、それを促進して行くといふことについては、当然これはやるべきことでもありますし、遠慮することでもないといふふうに考えております。

○苦米地委員 特殊清算人や、その他の関係者にやつてもらつてゐるというのですが、こういう問題は、政府は条約で放棄すると約束してしまつたんだから、政府は表に立つては言えないわけなんです。特殊清算人なんというのには非常に微力なものであり、経験の薄い人がいるようなわけなんです。ところが海外に自分の財産を持つてゐる、これは国としては放棄してしまつたけれども、自分のものだから、こういう関係があるといふ熱があります。本氣です。こういう人が、第二会社が出来たら海外に乗り出して行つて直接談判すれば、返さなうと思つておつた人間でも返すようになる。それを、今の御答弁のようになまぬるいことをやつてゐることは、平和条約の放棄した文句通りに結末をつけようという意思でなくとも、そういう結果になつてしまふ。私国家の再建を思うときには、利害関係のからまつて、血の通つてゐる人が本氣になつてやらなければだめだと思ふ。それであるからして、第二会社をして扱わせる、扱わせ

ないなんという狭量なことは考えないで、もう自由に、そういうものは個人の折衝によつて、あるいは外国の政府に請願してもらつて来る、こういうことは当然許さるべきもので、これに賛成できないというお考えはどうも私は納得できないのであります。どうで

○阪田政府委員 だいたいのお話の点は、先ほど来何度も申し上げておるわけでありまして、新会社が出来れば、新会社は、やはり国内に残つた資産を基礎として新しく設立されたものでありまして、そういうものが国内で新会社として発足し、事業をやつて、信用を保つて行く基礎になるものでありますから、それに対して、在外関係の帰結いかによつて思ふぬ負担がかかるというふうなことを避けたい、かような趣旨から申し上げておるわけでありまして、在外の資産が回収されて資産が増加する、いふばかりならなかつたことではあります。負債の面も考えなければならぬ。国内でせつかく非常にいい業績をあげて、内容、資産の蓄積もふえたのに、これがたゞ海外の負債を承認せざるを得ないはめになつて、とられるというふうなことになる。やはり国内関係の資産をもつて発足した会社は、国内だけでやつて行く方が、新会社をつくるという以上は一番適切な考え方であらうと思つております。ただ、だいたいの話のありました点であります。閉鎖機関の旧株主の方、あるいは元の重役の方、こういう方々が、昔のそういう関係の御縁故によりまして、積極的にそういう閉鎖機関の海外の資産の回復に努力される

ことは、もちろんとめる必要もないことではありますし、どしどしやつていただきたいことでもあります。またそういう資産がもし幸ひ回収されてもどつて参りますれば、これは当然その会社の清算過程におきまして、旧株主にも権利が帰属するということになるわけでありまして、そういう場合に、もしそういう旧株主の方々に財産等が入りますものでありますれば、そういう権利を、こういうことによりまして否定する措置ではないわけでありまして、努力していただきまして、海外から積極的に資産が回収できる、こういう事態になりますれば、これは旧株主の方々も、それによりまして均霑されるわけでありまして、その点につきましては、今回のこの措置は全然触れていないわけでありまして、こういうことをどしどし積極的にやつていただくことにつきましては、政府はみづからやるわけには行きませんが、全然異議がないわけでありまして。

○苦米地委員 大体御趣旨はわかりましたけれども、外国にある自分の財産、債権等をとらうとすれば、やはり外国にある債務を払うと言わなければ、これは取引ですから、払う方はごめんだ、もう方々だけでもらう、こんな虫のいいことを言つたつて相談になりません。であるから、そのところは自由を持たして置くことが必要である。どうも大蔵省は、外交関係に逃げようとするが、それはおやめになりまして、商売は商人におまかせなさるがよいと思ふのです。なるほど平和条約の二十一一条に、規定はありますけれども、彼らは戦勝国じゃないんだか

ら、戦勝国以上の権利を彼らを持つはずもないけれど、要求したつて応ずる理由もないのです。そんなものにこだわつておつて外交へ逃げ込もうとする、逆に外国からつけ込まれますよ。こゝろでそんな考えはあきらめられた方がいいと思ふのですが、いかがでしょうか。

○千葉委員 大蔵大臣の出席を要求しましうか。

○阪田政府委員 一応お答え申し上げます。おきたいと思ふ。ただいまの閉鎖機関令の關係の措置といたしましては、外交關係を振りまわして、なまぬるい不徹底な措置をするといふつもりはなかつたありませんが、とにかく平和条約の第四條の規定によりまして、特別とりきめではつききまつておる。こういうものにつきまして、それを全然無視した法的措置もとれないといふふうに私どもは考えておるわけでありまして、それで、今度のこの改正案といひましては、先ほど来いろいろと御説明申し上げましたように、資産と負債の差額をどう見るとか、一定の金額をどう定めるか、いろいろ問題がございますが、それにつきましては、外交關係を振りまわすとか、不必要な遠慮をする、気がねをするといふことではなくて、やはり適正にやつて行く、できるだけこの国内資産が客觀的情勢に即して一番有効に活用して行きたいといふ新しい規定を活用して行きたいといふようなつもりでこの法案も御提案いたしておるわけでありまして、外交關係に遠慮して、そういうことが全部片がつくまで待つておるといふことであります。今回の改正法案の別段提案する必要がなかつたわけでありまして

て、そういうふうないろ／＼な關係もありませんが、その間におきましてできるだけの措置をとつて行きたい、そういう道を開いておきたい、かような氣持からこの案を出しておるわけでありまして。その辺を御了承願ひたいと思ひます。

○苦米地委員 これは業者の良識にまかせて、外交關係と切り離して、この第二会社の資本が閉鎖機関の国内にあるた資本であるからとか何とか、これは借金してでもいいんだし、隣のうちから金を借りて来て会社をこしらへたつてかまわないのだし、外国人から金を借りたつていいんだから、そんな資本がどうなるということにこだわつて、在外債権、債務について触れさせないといふ態度はやめて、先ほどもお話をいたしましたように、業者のほんとうに長い経験をもつて、また長いつながらりを持つてゐる人が政府から離れて、私の方で払うべきものは払いますから、私の方の財産で返してもらえるものは返してください、こう行つた方がいいと思ふのです。そんなことは朝鮮や何かに持ち込めなかつたと思ふのです。中共にはおそろく持ち込めやしないと思ふのです。だから将来の外交關係など御心配になる必要はないのですから、どうかこの点は、第二会社をこしらへた長い経験と知識とつながりを持つてゐる人の良識にまかせてやらせるようにしていただかないと、これはせつ／＼政府で御配慮くださつても、こういうところをこれを殺してしまつては向にもならないのです。日本の再建によつて、もつと早く再建できるものができなかつたのですから、まこと

にくだいようですけれども、大事な点ですから、もし御答弁ができないというのなら大蔵大臣、外務大臣に出席していただいて、これをはつきりさせる必要があると思います。

○福田(警)委員 先ほどから苦米地委員の非常に蘊蓄を傾けた御質問がありました。この問題は実は非常に大きな問題なのです。それを管財局長に答弁を求めるという事は、むしろ苛酷であつて、限界を逸しておると私は考へる。それで、事いやくも外交に關連している点もありますし、それから、今回の委員会に岡崎外務大臣と小笠原大蔵大臣を呼ばれて、本日の質疑の継続をいたしたい、こういう動議を出します。

○千葉委員 福田君にお答えいたします。ただいま大蔵大臣に出席を求めております。もし大蔵大臣がこの際来なかつたならば、次会に外務大臣とあわせて出席を求めます。ただいまの福田君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○千葉委員 御異議ないようでありますから、さようとりはからいます。

○井上委員 閉鎖機關の整理について、一層の促進をはかるためにこの法案が出ておりますが、閉鎖機關の整理に關連する資料が一つも出ておりません。そこで閉鎖機關に指定されました機關の整理の状況は一体現在どうなつておるか。たとへて申しますならば、閉鎖機關の全体の数量はこれだけあつて、そのうち整理のついたものはこうである、未整理のものはこうであるという事を明らかにしてもらいたいことが一つ、それから閉鎖機關のこの整

理の段階において、資産及び社債等を整理いたしました状況について、具体的に御説明をいただきたい。さらにこの在外活動閉鎖機關についてというのうのは現在どのくらいあるのか、これを明らかにしてもらいたい。それから社債の弁済と残余財産の分配を認めるというが、その認める額、閉鎖機關の内容においてどれ／＼をどう認めようとするか、それから指定を解除しようとするのか、こういう指定を解除しようとするのか、これらのことが少しも審議する上に必要な資料として出ておりませんが、これは出してもらわないと審議できません。そこでぜひひとつそういうものを資料として御提出を願いたいと思います。

○阪田政府委員 ただいま資料の提出がないというお尋ねでございましたが、実はよほど前に、閉鎖機關の清算進捗状況につきまして、資料をこの委員会に提出してございます。しかし一応申し上げたいと思ひますが、大体閉鎖機關の数といひますものは、總數で千八百八十八機關指定されたわけでございます。現在では整理が進みまして、二百四十四機關が残つております。資産の整理の状況から申しますと、数字等は資料で差上げましたので省略させていただきますが、大体におきまして、閉鎖機關全体について見ますと、換価すべき資産總額に對しましては換価の済んだ資産の額、これが大体八四・九%、それから支払つて行くべき社債、借入金その他の債務がございまして、その債務のうち、整理がつきまして、支払いの済みました額が七〇・五%、このよ

うな状況になつておるわけであります。現在残つております清算の仕事は、非常に最終段階に近づいておりますので、第二封鎖預金の關係でありますとか、長期にわたつて回収しなければ取立てできない債権でありますとか、いろいろ／＼そういうたつた式の特種なものが多く残つておりました。そういう意味におきましては、清算事務としてはかなり最終の段階に近いという状態になつております。なお閉鎖機關にどういふものになつておるかということでありまが、これにつきましては、やはり閉鎖機關の一覽表を差上げておきましたので、それによつてごらん願ひたいと思ひます。それではどんなものがこの法律で解除されるのか、新会社設立されるのか、こういう問題であります。これはやはり今後それぞれ解除したい、あるいは新会社を設立して行きたいというような希望の申出がだん／＼あると思ひますので、そういうものにつきまして可能性を検討して実施して行く、こういうことであります。在外活動閉鎖機關係以外の閉鎖機關につきましては、すでに指定解除の制度が昨年から認められておりまして、十五機關ほど指定解除を實行しております。今後これにつきまして、各種閉鎖機關から希望申込みがありますれば、実情に應じて、できるだけ認めて行くようにいたしたいと考えております。

○千葉委員 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○千葉委員 速記を始めてください。

なお質疑の点はあると思ひますが、今日はこの程度で散會いたします。
午後三時三十一分散會

大蔵委員会議録第十八号中正誤	
頁	誤 正
二二	「第四条」
四一	「表八」
六一	「表八」
六二	「表八」